

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川市は、当該事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

市川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

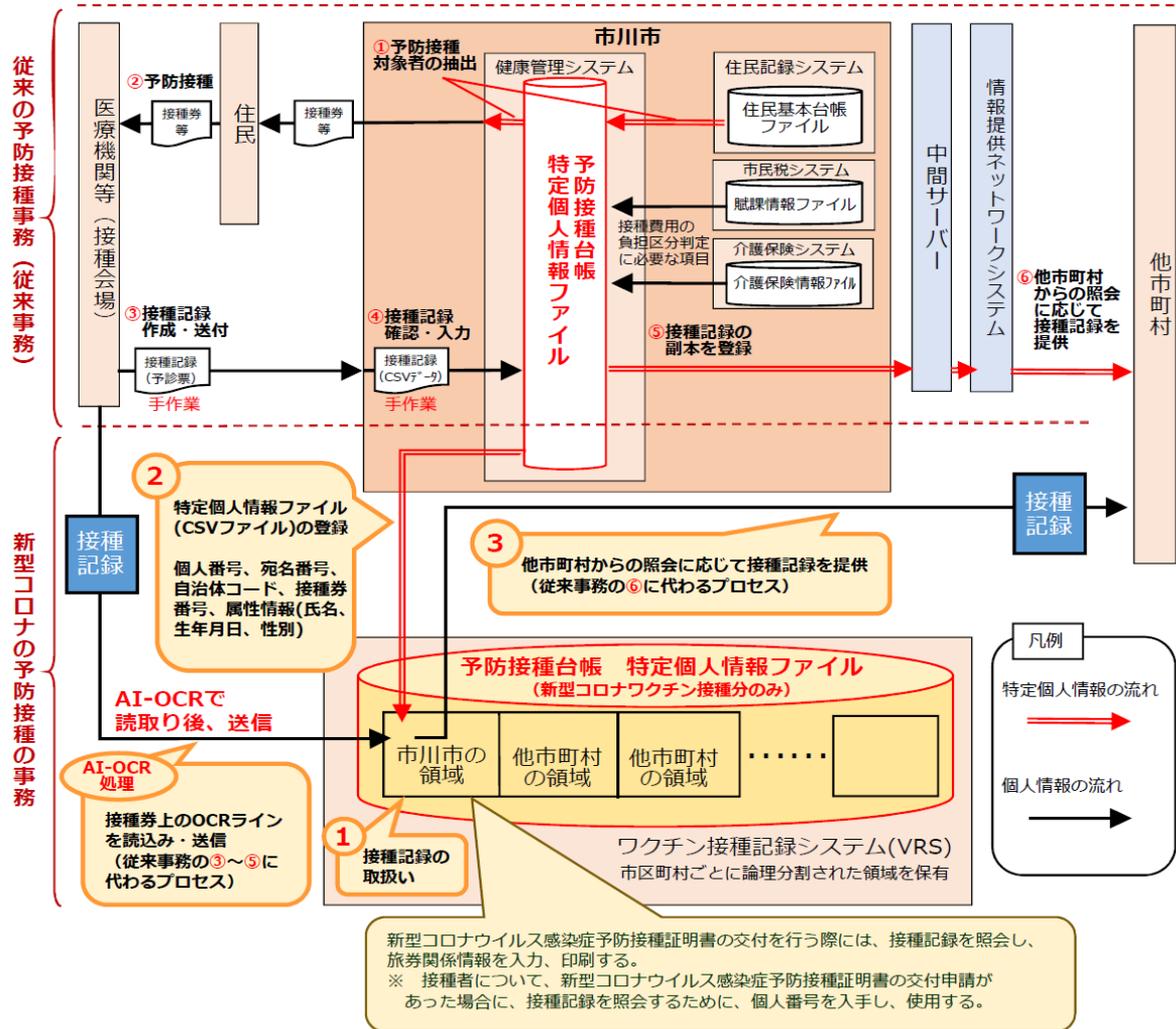
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者を把握するため。 ・実施した予防接種の被接種者及び接種年月日、接種内容等の記録を把握するため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の抽出洩れ及び誤接種(誤った時期又は年齢、回数、接種間隔による接種)の発生を防止する。 ・接種による健康被害が発生したと認められた際、対象者への救済を正確・迅速に実施する。 ・接種率の低い疾病を把握し、接種の勧奨を行うことで、当該疾病の発生及びまん延を防止する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第10項、第93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「市番号条例」という。)第4条第1項別表第一第2項 第2項別表第二第3項 ・市番号条例施行規則第3・52条 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><提供側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二第16の2・16の3項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の2の2、第59条の2 <p><照会側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号別表第二第16の2・17・18・19項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2・12条の3・13条・13条の2、第59条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部保健センター疾病予防課
②所属長の役職名	保健部保健センター疾病予防課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種業務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナウイルスの予防接種事務では、②→**AI-OCR処理**→③の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、旅券関係情報を入力、印刷する。



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市川市長が実施する予防接種の対象者。具体的には以下のとおり。 ・市川市に住民票登録のある者 ・市川市に居住する戸籍及び住民票に記載のない者 ・他市区町村に住民票登録のある者で、同市区町村長より市川市長に、その対象者への予防接種の実施依頼のあった場合、その対象者
その必要性	・予防接種の対象者を把握するため ・実施した予防接種の被接種者及び接種年月日、接種内容等の記録を把握するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・対象者を正確に特定する目的で保有する。 ○連絡先等情報 ・対象者へ通知を行う際に利用する目的で保有する。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報(接種記録)については、実施した予防接種の被接種者及び接種年月日、接種内容等の記録を把握する目的で保有する。 ・地方税関係情報(課税区分等)及び介護・高齢者福祉関係情報(介護階層区分等)については、接種費用の負担区分の判定に利用する目的で保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	保健部保健センター疾病予防課

⑥使用目的 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者を把握するため。 ・実施した予防接種の対象者及び接種年月日、接種内容等の履歴を把握するため。 ・予防接種の費用の負担区分を判定するため。 								
変更の妥当性		—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健部 保健センター疾病予防課								
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
⑧使用方法 ※		<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・市川市からの転出者について、転出先市区町村へ市川市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・対象者の確認及び接種の可否、接種費用の負担区分を確認する。 ・予防接種ごとに、条件を指定し対象者のデータを抽出し、接種券番号を付番する。 ・接種券及び予診票等、対象者への送付用の帳票を作成する。 ・対象者への予防接種後、接種記録を登録する。被接種者から収集した予診票(紙)に記載された接種記録を手入力によりCSVデータ化し、これを健康管理システムに登録する方法により行う。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 								
情報の突合 ※		・市川市からの転出者について、市川市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力し、市川市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)								
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※		市民の権利利益に影響を与え得る決定は行わない。								
⑨使用開始日		平成28年1月4日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託										
委託の有無 ※		[委託する] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 委託する</td> <td style="width: 50%;">2) 委託しない</td> </tr> </table> () 件	＜選択肢＞		1) 委託する	2) 委託しない				
＜選択肢＞										
1) 委託する	2) 委託しない									
委託事項1		健康管理システム運用保守業務委託								
①委託内容		健康管理システムの保守、運用支援								
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 特定個人情報ファイルの全体</td> <td style="width: 50%;">2) 特定個人情報ファイルの一部</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部				
＜選択肢＞										
1) 特定個人情報ファイルの全体	2) 特定個人情報ファイルの一部									
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1万人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1万人以上10万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満	3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満	5) 1,000万人以上	
＜選択肢＞										
1) 1万人未満	2) 1万人以上10万人未満									
3) 10万人以上100万人未満	4) 100万人以上1,000万人未満									
5) 1,000万人以上										
対象となる本人の範囲 ※		健康管理システムに登録されている全ての対象者								
その妥当性		健康管理システム運用保守にあたり、管理者権限が必要であるため								
③委託先における取扱者数		[10人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
＜選択肢＞										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (定期的に市川市に来庁し、保守専用端末を使用しアクセスする。)
⑤委託先名の確認方法		市川市公文書公開条例(平成9年3月26日条例第2号)に基づく公開請求を受け、公開の決定が行われた場合、公開を行う。
⑥委託先名		「⑤委託先名の確認方法」とおり。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2		ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [○]その他 (LGWAN回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		「⑥委託者名」とおり
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[○]提供を行っている (4) 件 [○]移転を行っている (1) 件 []行っていない

提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二の16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2第2号
②提供先における用途	番号法別表第一の10の項に定める事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法別表第二における予防接種に関する特定個人情報の連携対象者の範囲
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	他市町村より情報照会のあった都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の16の3の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種を実施した者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	他市町村より情報照会のあった都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二の115の2の項
②提供先における用途	予防接種に関する記録の作成
③提供する情報	予防接種記録情報(予防接種法施行令第6条の2第1項に掲げる事項)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> 市川市が管理するサーバー室内に保管している。サーバー室への入室を行う際は、市職員等により身分や目的等の確認を行うとともに、入退室の記録を行う。入退室に当たっては、ICカード及びパスワードが必要である。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①サーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【新型コロナワクチン接種事務により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。主なセキュリティ対策は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された市川市の領域にデータを保管する ・当該領域のデータは暗号化処理をする ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している 												
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[20年以上]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
<p>③消去方法</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められている。接種記録の確認及び証明書の発行事務を行うにあたり、保管期間を20年以上としている。</p> <p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> データを記録していた機器(サーバ及び端末)に対しては、賃貸借期間終了後、物理破壊等の確実なデータ復元防止措置を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>【新型コロナワクチン接種事務により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・市川市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 												

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【既存の事務に関する事項】

＜個人基本情報＞

個人番号、世帯番号、更新者、更新日、更新時間、処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主個人番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、世帯主カナ氏名、局区分、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民で無くなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、Eメール1、Eメール2、転入前住所、転出後住所、送付用市内住所コード、高齢者インフルエンザ用負担区分、おたふく用負担区分、介護階層区分、氏名利用区分、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmddd)、在留期間等終了日、在留カード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索性カナ氏名、検索性通称カナ氏名、郵便番号

＜予防接種各種データ＞

接種コード、接種回数、接種・予診日、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、接種判定、混合接種 何種、請求月、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、所属、LotNo、接種量、発赤 反応直径、反応短径、硬結 反応直径、反応短径、二重発赤 反応直径、反応短径、所見、判定、精密検査結果、抗体価検査、特記事項、未接種理由、予診フラグ、実施区分、バッチNo、医師の判断、肺炎球菌種類

＜高齢者インフルエンザ＞

接種コード、西暦年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、請求月、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、接種判定、Lot.No、接種量、実費徴収区分、接種済証交付有無、65歳未満接種理由、未接種理由、予診フラグ、特記事項、バッチNO、インフルエンザ区分、健診結果、

＜ワクチンデータ＞

接種コード、Lot.No、ワクチン名、検定合格日、有効年月日、製薬会社名

＜高齢者肺炎球菌＞

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢受診時国保区分、請求日(月)、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、接種判定、Lot.No、接種量、実費徴収区分、接種済証交付有無、65歳未満接種理由、未接種理由、予診フラグ、接種区分、特区事項、バッチNo。

【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】

＜健康管理システム臨時接種管理項目に記録する項目＞

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種種別、接種回数、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、請求日(月)、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、未接種理由、予診フラグ、特記事項、自治体コード、接種会場(日本語)、接種医(日本語)、VRS取込日、VRS移出日、パンチデータ取込日

＜ワクチン接種記録システム(VRS)に記録する項目＞

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報の入手は、原則として、住民記録システムに記録されている住民情報に限定し、システム上で定義することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 紙で入手する場合は、本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <p>①転入者本人から個人番号を入手する場合 市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村から個人番号を入手する場合 市川市からの転出者について、市川市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の各種情報の入手は、原則として、庁内連携する関係システムに記録されている住民情報の必要最低限の項目のみに限定し、システム上で定義することで、必要な情報以外の入手を防止する。 紙で入手する場合は、事前に申請書様式を定めることで、必要な情報以外の入手を防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムにおいて、各業務及び権限に応じたアクセス制御を行うことで、不適切な方法での入手を防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を本人から直接入手する際、以下の確認作業を全て行うことにより、入手した特定個人情報が不正確であることを防止する。 ①個人番号カード又は通知カード等による番号確認 ②個人番号カード又は運転免許証、パスポート等による本人確認 本人の代理人から入手する場合は、以上の確認と合わせて委任状の確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「入手の際の本人確認の措置の内容」に記述する確認作業を行うことにより、本人確認とともに個人番号の真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 「入手の際の本人確認の措置の内容」に記述する確認作業を行うことにより、本人確認とともに特定個人情報の正確性確保を行う。 職員が収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市の庁内ネットワーク及びシステムは、総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠した情報セキュリティポリシーを適用することにより外部からのサイバー攻撃及び内部からの不正アクセス対策を行っており、これにより、情報漏えい、紛失等を防止している。主な対策は以下のとおり。 ア. 庁内ネットワークの領域を、個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系を分離し、特定個人情報ファイルは個人番号利用事務系で保管及び利用を行う。 イ. 個人番号利用事務系はインターネットから完全に隔離している。また、アクセスを行う際、生体認証含む2要素認証を行っている。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)で入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)で入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、事業の緊急性を鑑み、例外的にLGWAN接続系から利用する。これについては、内閣官房が提供するマニュアルで認められている。「自治体メニュー使用方法(詳細)」(令和3年5月31日付内閣官房IT総合戦略室)参照)安全性については、担当職員に当該システムの取扱いに関する臨時研修を実施することにより担保する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市の庁内連携システムから住民情報を入手する場合は、情報の紐付けは宛名番号によって行う。庁内で連携するシステムにおいて、業務に利用する必要最低限の情報を定義し、定義された情報以外のとの紐付けを防止する。 ・他市区町村から情報提供ネットワーク経由で住民情報を入手する場合は、情報の紐付けは個人番号によって行う。他市区町村への情報照会用のシステムである番号連携サーバにおいて、番号法に基づき情報を定義し、定義された情報以外のとの紐付けを防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村から住民の新型コロナワクチンの接種情報を入手する場合は、。事業の緊急性を鑑み、例外的に情報提供ネットワーク経由せず、ワクチン接種記録システム(VRS)から情報を入手する。同システムにおいては、新型コロナワクチン接種に関する情報のみを定義し、定義された情報以外のとの紐付けを防止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき庁内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う手順とし、また、ログオンの際に生体認証を含む2要素認証を行うことにより、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う手順とし、また、ログインの際にパスワードで認証を行うことにより、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 ・庁内ネットワーク管理者及びシステム管理者により、定期的にアクセス権を点検し、不要なアカウント及び権限の削除を行うことで、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <p>ア. ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>イ. LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>ウ. ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</p> <p>エ. ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき庁内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき庁内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用事務系端末の限定及び研修教育により、職員による事務外での使用を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と締結する特定個人情報に関する覚書に、委託者の指示に従い抹消すること等について定めている。 ・契約時等に、これらの事項の遵守状況について、専用のチェックリストを使用し確認している。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約単位で、委託先と、以下の規定を含む「特定個人情報保護に関する覚書」を締結している。 ①特定個人情報の機密保持義務 ②特定個人情報の保護管理体制の維持 ③特定個人情報の使用者の限定及び明確化 ④従業者に対する監督・教育 ⑤特定個人情報の取り扱いの記録 ⑥受託目的以外の特定個人情報の利用の禁止 ⑦第三者への特定個人情報の提供の禁止 ⑧特定個人情報の複写または複製の禁止 ⑨特定個人情報の無断持ち出しの禁止 ⑩事故発生時の報告義務、 ⑪特定個人情報の返還、抹消又は廃棄義務 ⑫再委託の禁止又は制限 ⑬委託先の事業所への立入検査に応じる義務 ⑭損害賠償義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【既存の事務に関する事項】 ・システム操作ログを収集し、記録の確認をする。 【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 ・ワクチン接種記録システム（VRS）では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をする。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステムを通じたもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【既存の事務に関する事項】 ・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステムを通じたもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。 【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 ・市川市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステムを通じたもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村から 接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信するため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【既存の事務に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの制御外の提供・移転が必要となった場合、目的及び根拠法令を確認のうえ所属長に申請を行い、許可された場合のみ実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN 端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、市川市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市川市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の認証により、アクセス権を付与された職員以外には利用できないようにする。 ・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を抑止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市川市における措置> ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市川市における措置> ・庁内ネットワークの特定個人情報ファイルを取扱う領域をインターネットから隔離し、サイバー攻撃による漏えい等を防止している。 ・情報提供のログを記録し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><市川市における措置> 中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

具体的な対策の内容

【既存の事務に関する事項】
 ＜市川市における措置＞
 ・サーバー室へは、市職員が身分や目的等の確認を行い、許可された者以外は立入禁止としている。また、入退室は全て記録を行う。入室に当たっては開錠用のICカード及びパスワードによる認証を行っている。
 ・特定個人情報ファイルの消去が必要な場合は、原則として、庁舎内で職員の立ち合いのもとハードディスクの物理的破壊を実施する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】
 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞
 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。
 ・サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理
 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

⑥技術的対策	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>具体的な対策の内容</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> ・庁内ネットワークの特定個人情報ファイルを取扱う領域をインターネットから隔離し、サイバー攻撃による漏えい等を防止している。 ・生体認証を含む2要素認証による厳重な本人確認を行うとともに、原則として外部記憶媒体の接続ができないよう制御を行い、内部不正を防止している。 ・ウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを随時更新している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
⑦バックアップ	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	⑧事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	その内容	—
再発防止策の内容	—	⑩死者の個人番号	<input type="checkbox"/> 保管している <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
具体的な保管方法	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスクに対する措置の内容	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	消去手順	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
手順の内容	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	手順の内容	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: left;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><市川市における措置> ・評価書への記載内容通りの運用ができていないか、また、評価の再実施や修正を行う必要はないか、年1回以上、評価書の見直し兼点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><市川市における措置> ・特定個人情報を取扱う部署を対象に、特定個人情報の取扱いに関する内部監査を年1回以上実施している。内部監査は、書類審査又はヒアリングによる方法で実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><市川市における措置> ・全職員を対象に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施している。 ・特定個人情報を取扱う担当者を明確化するとともに、担当者を対象に、特定個人情報の安全管理措置に関する研修を各年1回以上実施している。また、事務ごとに、特定個人情報の取扱いに関する留意点を含むマニュアルを作成し、担当者に周知している。 ・各研修では、法令及び内部規則に違反した場合における罰則や懲戒規定を周知している。 ・委託先に対しては、担当者の明確化及び担当者への研修・教育を指示し、その結果報告を求めている。これらは、特定個人情報保護に関する覚書において規定している。 ・情報システム部門において、情報システムに関する業務継続計画を策定している。また、この計画の実効性を担保するため、定期的に訓練又は研修を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> ・サーバー室へは、市職員が身分や目的等の確認を行い、許可された者以外は立入禁止としている。また、入退室は全て記録を行う。入室に当たっては開錠用のICカード及びパスワードによる認証を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルの消去が必要な場合は、原則として、庁舎内で職員の立ち合いのもとハードディスクの物理的破壊を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> ・庁内ネットワークの特定個人情報ファイルを取扱う領域をインターネットから隔離し、サイバー攻撃による漏えい等を防止している。 ・生体認証を含む2要素認証による厳重な本人確認を行うとともに、原則として外部記憶媒体の接続ができないよう制御を行い、内部不正を防止している。 ・ウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを随時更新している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>・生存する者の特定個人情報と同様の方法による保管及び安全管理措置を実施している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・日次で住民記録システムより情報入手・更新することにより、古い情報のまま保管され続けることを防止している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システムとの整合処理を定期的を実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより古い情報の排除を担保する。 ・サーバーの廃棄又は返却等を行う場合、原則として、庁舎内で職員立ち合いのもと、記憶媒体の物理的破壊を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4丁目18番8号 保健センター 市川市 保健部 保健センター疾病予防課 電話(代表)047-334-1111
②請求方法	個人情報保護条例に基づく書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> (手数料額、納付方法: コピー代を実費として徴収している。) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種ファイル
公表場所	市HPに掲載している。また、総務課窓口においても閲覧可能としている。 272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 URL: http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen01/1111000224.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒272-0023 千葉県市川市南八幡4丁目18番8号 保健センター 市川市 保健部 保健センター疾病予防課 電話(代表)047-334-1111
②対応方法	電話による対応を受け付ける

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p>2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)</p> <p>4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、市川市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び保健センター疾病予防課・市政情報コーナー等で全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、市ホームページ上のWebフォーム・事務担当課への持参・郵送・ファクシミリによる。
②実施日・期間	令和3年10月16日(土)から令和3年11月15日(月)まで(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	—	—	しきい値判断の変更により新規作成	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)導入に伴う実施であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づく緊急時の事後評価を適用するもの